

メール配信サービスの概要と 特電法改正への対応について

2008年5月16日
エイケア・システムズ株式会社

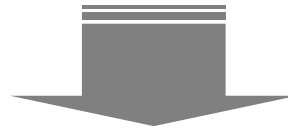
- 当社におけるメール配信利用状況

- 利用規模の拡大

- サービス提供開始以降成長を続け、現在では1,300社への導入実績と月間4億通の配信規模を有する。現在もなお拡大を続けている

- 導入先業種

- 官公庁, 地方自治体, 金融機関, 各種メーカー, 通販会社, 流通企業(外食, 小売), 広告代理店, etc, 大手企業を初め, 幅広い業種において利用されている



- メール配信におけるASPの利用拡大

- システム投資規模の増加とシステム運用負荷の増大

- 当社ASP利用状況からも想定されるように、今後益々メール配信ASPの利用ニーズが拡大されると予想される
 - コンテンツのリッチ化、携帯電話へのメール配信需要の拡大に伴い、各企業におけるシステム投資及びシステム運用負荷の増大がASP利用を加速していると考えられる(当社の顧客ニーズより)

メール配信サービスとは？

- 概要

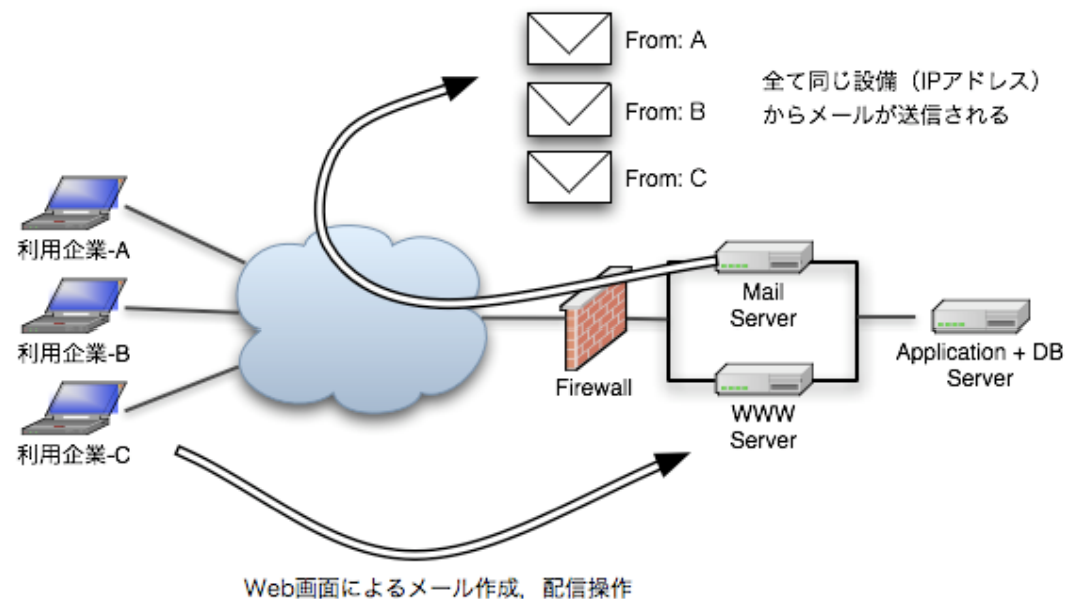
- メール配信のための仕組み(アプリケーション, 設備)を貸し出すサービス
- 設備はサービス提供事業者のものであり, 受信側ISPから見た「送信元IPアドレス」もサービス提供事業者の管理である

- 配信オペレーション

- サービス利用者が全ての操作(アドレス収集, 本文作成, 配信操作)を行うためサービス提供事業者が配信のオペレーションを行うことはない

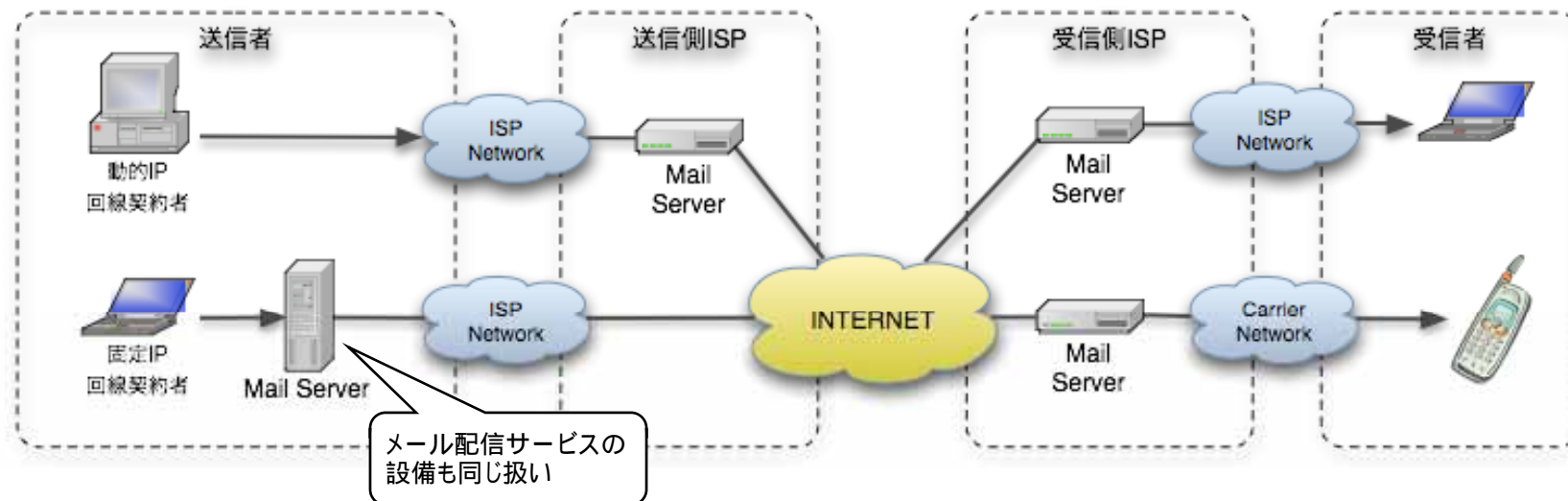
- 特徴

- 同じ環境を複数のサービス利用者で共有するためISPからは「送信者」を区別することが困難



「送信者」の認識について

- 特電法で定義される「送信者」「受信者」の関係図には「メール配信サービス提供事業者」が考慮されていない
- ISPや携帯キャリアからは同じ送信元IPアドレスからのメールに見える
 - 「メール配信サービス提供事業者」が「送信者」のひとつとして捕らえられてしまう
 - サービスの全利用者(複数の契約企業)が同じ「送信者」として扱われる
 - 実際の送信者の特定が困難



オプトイン規制については賛成

- 当社の対応状況
 - オプトイン前提での配信を行うことが契約の条件(約款, 事前確認事項)
 - メール受信の承諾をとるための仕組みを提供
 - サービス提供事業者として, 利用者への啓発は重要な役割であることから, 「メール配信運用のガイドライン」の作成, 配布を実施
- 現状の課題
 - 現時点では他システムから「移行」してきた場合などオプトイン済みであることを確認する手段がない
- 今後の対応について
 - 特電法改正後の運用事項が確定後, 具体的な対応を行う
 - 必要なシステム改修については, 上記要件が確定次第, 対応する方針

- 実際の配信者(配信サービスの利用者)を特定し, しかるべき措置を採ることが重要
- 現状の課題
 - ISPや携帯キャリア, 「迷惑メール相談センター」からは送信元IPアドレスだけを基に判断されるためサービス利用者を特定するための情報が不足している
 - 「個人情報保護」として受信者の情報が開示できないためと理解しているが, サービス利用者を特定する情報があれば迅速な対応が可能である
- 今後の対応について
 - 実際の配信者を特定するための情報が提供されるような体制が必要
 - ISP, 携帯キャリア, 「迷惑メール相談センター」などから提供される情報レベルの調整が必要と考える

ISP / 携帯キャリアとの連携体制(案)

- 個人情報の交換を行わず配信サービス利用者をも特定するための情報伝達ができるようなシステムの実装, 運用上の取り決めなどを行い, 配信サービス提供事業者がISPに近い立場で不適切な運用を行うサービス利用者を排除するための体制構築が望ましい

